

# 広島県・広島県動物愛護管理推進協議会連携普及啓発等業務委託仕様書

## 1 業務の目的

広島県動物愛護管理推進協議会と連携し、動物愛護管理について効果的に県民へ普及啓発を進め、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指す。

### ※ 動物愛護管理推進協議会

「広島県動物愛護管理推進計画」の策定及び変更に関する事項について、必要な意見聴取を行うために県が設置しており、本協議会において計画の達成状況を毎年点検し、点検結果を関係業界団体、関係行政機関などの取組みに反映している。

## 2 業務内容

### (1) 業務の範囲

- ア) 動物愛護管理推進協議会の各構成員と連携した普及啓発事業（広報，イベント開催，グッズ作成等）の企画・運営
- イ) 動物愛護管理推進協議会関連会議・研修会の運営

#### 【動物愛護管理推進協議会構成員と関連会議・研修会】

構成員	関連会議・研修会（開催頻度）
学識経験者	① 動物愛護管理推進協議会（1回/年）
広島県獣医師会	
広島県ペットショップ連合会	② 動物取扱責任者研修（6回以上/年）
動物愛護推進員連絡会議	③ 動物愛護推進員連絡会議総会・委嘱式（3回/年） ④ 動物愛護推進員部会（6回以上/年）
県立総合技術研究所保健環境センター（研究機関）	
（一財）広島県環境保健協会地域活動支援センター（地域住民）	
動物愛護センター	⑤ 動物愛護管理推進協議会幹事会（1回/年） ⑥ 市町動物愛護管理担当者会議（1回/年）

#### 【会議・研修会スケジュールの例】

	協議会関係	推進員連絡会議	動物取扱責任者研修
4月			
5月		運営部会・適正飼養推進部会・センター運営支援部会・災害対策部会	
6月		総会	
7月			
8月			
9月			
10月	市町担当者会議		
11月			動物取扱責任者研修（5回）
12月	幹事会		
1月	協議会	運営部会・マイクロチップ推進部会	
2月		総会	動物取扱責任者研修（1回）
3月		次期推進員委嘱式	

(2) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 予算額

9,964,000円

(4) 要求事項

ア) 動物愛護管理推進協議会の各構成員と連携した普及啓発事業の企画・運営

- ・ 動物愛護推進員連絡会議と連携した普及啓発を重視すること。また、動物愛護推進員連絡会議との連携方針を示すこと

※ 動物愛護推進員

県が委嘱し、県の動物愛護管理施策へ協力するとともに、地域の身近な相談役として県の方針に従い、自主的に活動を行う方。動物愛護団体に所属している方や、個人で動物愛護に関するボランティア活動を行っている方が多い。

- ・ 動物愛護推進員連絡会議のFacebookページの拡散を図ること
- ・ 令和5年8月に開庁予定の県の新動物愛護センターに係る普及啓発を行うこと
- ・ 一般飼養者のマイクロチップ装着（努力義務）の推進に係る普及啓発を行うこと
- ・ 県食品生活衛生課、県動物愛護センターが発する情報の拡散を図ること

イ) 動物愛護管理推進協議会関連会議・研修会の運営

- ・ 県食品生活衛生課の他、関係機関と密に連携し、重要事項は記録すること
- ・ 開催日時の決定、会場確保は余裕をもって行い、開催案内は1か月以上前に行うこと
- ・ 関係者の求めに応じてWebで開催すること
- ・ 資料は会議・研修主催者の指示する期日までに確実に作成すること
- ・ 会議・研修会実施後は7日以内に議事録概要を作成すること

【各会議・研修会の参考事項】

① 動物愛護管理推進協議会（1回/年）	【出席者】計15名程度（学識経験者2名等協議会構成員12名、事務局（県食品生活衛生課）3名） ・ 各構成員の取組の他、20市町の取組状況を取りまとめて資料を作成する必要がある。
② 動物取扱責任者研修（6回以上/年）	動物取扱業者200名程度（合計） 【参加者】各回35名程度 ・ 開催場所、講師の選定は県動物愛護センターと調整する必要がある。
③ 動物愛護推進員連絡会議（6回/年）	動物愛護推進員40名 【連絡会議内訳】総会：2回/年 運営部会：2回以上/年、その他部会：4回以上/年（合同開催提案可） 【出席者】 総会：各回30名程度、部会：各回10名程度 ・ 受託者において主体的に動物愛護推進員と連絡調整し開催すること。 県食品生活衛生課及び県動物愛護センターはオブザーバーとして参加する場合がある。
④ 動物愛護推進員委嘱式（1回/年）	動物愛護推進員40名 【参加者】30名程度 ・ 委嘱状、動物愛護推進員の証を人数分作成する。 ・ 委嘱式の開催に加え、動物愛護推進員の活動報告の提出案内及び受理・とりまとめを実施する。
⑤ 動物愛護管理推進協議会幹事会（1回/年）	【出席者】計8名程度 （県動物愛護センター2名、広島市動物愛護センター1名、呉市動物愛護センター1名、福山市動物愛護センター1名、県食品生活衛生課3名）
⑥ 市町動物愛護管理担当者会議（1回/年）	【出席者】計27名程度 （県内23市町動物愛護担当者23名程度、県食品生活衛生課等4名）

#### (5) 業務実施体制

- ・ 受注者は、本事業を総括する業務実施責任者を1名配置すること。また、事業実施に必要な体制を整備すること
- ・ 業務実施責任者は窓口となり県食品生活衛生課と密に連携すること。また、本事業の企画立案の他、本事業従事者を十分指導して事業を円滑に進めること
- ・ 業務実施責任者は経費・事業内容等について県食品生活衛生課から報告を求められた際は速やかに応じること

#### (6) その他

- ・ 受注者は事業実施に当たり、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底を図ること
- ・ 本仕様でない事項については、予算の範囲内で独自提案として提案すること
- ・ 普及啓発事業の企画・運営と関連会議・研修会の運営について、予算配分を示すこと
- ・ 事業内容を変更する必要がある場合、受注者は県との協議に応じること

### 3 契約

#### (1) 契約の締結

県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

#### (2) 契約の条件等

本業務委託契約書のほか、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）及び広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）の定めるところによる。

#### (3) 契約保証金

契約保証金はこれを免除する。

#### (4) 委託料の内容

ア) 各会議・研修会の運営に要する費用は、総事業費の4分の1以上とすること。

イ) 対象とする経費

- ・ 既存雇用者（社員等）の人件費。ただし、本委託業務に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること。
- ・ 消耗品（税抜き単価が3万円未満のもの）購入費
- ・ 機械・機器のレンタル料、リース料
- ・ 通信、運搬、会場借上、その他事業を実施するために必要と認められる経費

ウ) 対象とならない経費

- ・ 購入代金が3万円以上の機械・機器等の購入経費
- ・ 土地・建物を取得するための経費
- ・ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・ 失業者の能力開発を目的とする研修費用等の経費
- ・ その他事業との関連が認められない経費

エ) その他の留意事項

- ・ 本委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。

#### 4 再委託等の制限

受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

#### 5 その他

- (1) 受託事業者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託事業者は、本委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

(別紙)

## 企 画 提 案 の 内 容

	区 分	企画提案書に記載を求める事項	留意事項
1	業務基本方針	業務実施に当たっての基本的な考え方	
2	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・動物愛護推進員連絡会議との連携方針</li><li>・県民に対する各種広報の方法等</li><li>・会議・研修会の運営体制</li><li>・管理運営組織体制（責任者、人員配置及び役割分担、県との連絡体制等）、個人情報の保護に関する事項</li><li>・契約締結日から報告書の提出までの全ての業務に係るスケジュール</li></ul>	業務運営上取り扱った個人情報について、厳正に管理するための体制を明示すること
3	普及啓発事業等の企画・運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・次の企画内容の具体的説明</li><li>① 動物愛護推進員連絡会議との連携</li><li>② 新動物愛護センターに係る広報</li><li>③ 一般飼養者のマイクロチップ装着推進に係る広報</li><li>④ 県による情報発信の拡散</li><li>⑤ 関連会議・研修会の運営</li></ul>	
4	類似実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・動物愛護推進員（動物愛護団体、個人ボランティア）との連携実績</li><li>・会議、研修業務の開催実績</li><li>・動物愛護関係のイベント、広報、グッズ作成の実績</li></ul>	
5	追加提案	・独自の追加提案（仕様書で指定した業務以外の普及啓発事業（開催イベント、啓発資材のデザイン案、材質）の概要	イベント内容、啓発資材のデザインは契約後、委託者と協議して進めること
6	経費の妥当性	・事業実施に係る経費	
7	その他		特記すべき事項があれば、説明すること

- ・簡潔に記載すること。
- ・文書を補完するためのイメージ図等の使用は可能。